

## 水道施設管理業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、八千代市上下水道局（以下「委託者」という。）が水道施設管理業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、水道利用者に安全で安心な水道水を供給するため、水道施設の機能を最も効率よく発揮することのできる専門性、企画力、実績等を有する事業者の選定が必要となることから、公募型プロポーザル方式において広く提案を募り、委託者にとって最も優れている事業者を選定するため、策定するものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名称

水道施設管理業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「水道施設管理業務委託業務要求水準書」のとおり

#### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（ただし、契約日から令和8年3月31日までは習熟・準備期間とします。）

#### (4) 提案上限金額

1,076,693,200円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

令和8年度 252,551,200円

令和9年度 210,083,500円

令和10年度 204,717,700円

令和11年度 204,769,400円

令和12年度 204,571,400円

### 3 参加資格要件

#### (1) 資格

ア 本プロポーザルに参加することができる者は、参加申込時点で八千代市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者。

イ 総括責任者及び副総括責任者を配置できること。

ウ 受注実績

国内において、過去10年以内に給水人口が100,000人以上かつ施設能力が40,000 m<sup>3</sup>/日以上の水道事業（用水供給事業を除く）において、24時間365日の運転管理業務等を元請として3か年以上受託した実績を有する者であること。

なお、3か年以上の受託実績については、複数の契約における合算期間ではなく、1つの契約期間を指すものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、以下に該当する者は本プロポーザルに参加することができない。

ア 名簿に登録されている者にあつては、八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置を受けている者。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者及び同条第 2 項の規定により入札に参加させないこととされている者。

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又はこの公告の日前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りがあった者。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者（国の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者（国の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国の調達事案に関し国が行う工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

#### 4 公告から契約締結までのスケジュール

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| (1) 公告              | 令和 7 年 7 月 22 日         |
| (2) 参加申込書の提出期限      | 令和 7 年 8 月 22 日         |
| (3) 現地見学申込書の提出期限    | 令和 7 年 9 月 5 日          |
| (4) 現地見学会           | 令和 7 年 9 月 8 日～9 月 19 日 |
| (5) 質問書の提出期限        | 令和 7 年 9 月 19 日         |
| (6) 質問書の回答期限        | 令和 7 年 10 月 3 日         |
| (7) 業務提案書等の提出期限     | 令和 7 年 10 月 24 日        |
| (8) プレゼンテーション・ヒアリング | 令和 7 年 11 月 25 日～26 日   |
| (9) 審査結果通知          | 令和 7 年 12 月上旬           |
| (10) 契約締結           | 令和 7 年 12 月中旬           |

※日程については、都合により変更となる場合がある。

#### 5 参加申込書の提出

##### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 2） 1 部

イ 事業者概要（様式 3） 1 部

ウ 必要資格関係書類（任意様式） 1部

※総括責任者及び副総括責任者の候補者が資格要件を満たすことを証明できる書類

エ 類似業務受託実績表（様式7） 1部

オ 類似業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類 1部

※後日、上記以外に決算書等の追加提出を依頼する。（財務評価に使用）

(2) 提出場所及び提出方法

上記提出書類を、事務局（八千代市上下水道局上水道課）へ持参すること（郵送不可）。

(3) 提出期限

令和7年8月22日（金曜日）午後5時まで

(4) 書類作成上の留意事項

各様式の記載内容及び記載方法等については、様式に記載されている指示に従うこと。

(5) 参加申込に関する注意事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 実施要領等で示された提出場所、提出方法、提出期限及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

ウ 参加資格審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 参加資格審査結果の通知

参加申込書提出期限後速やかに審査を行い、参加資格審査結果通知書を発送する。なお、参加資格が認められなかったものに対しては、理由等を付した通知書を発送する。

## 6 現地見学

参加資格を認められた事業者に対して現地見学を認める。

(1) 申込方法

現地見学申込書（様式8）に必要事項を記入の上、事務局宛（八千代市上下水道局上水道課）に電子メールにて提出し、電子メール送信後、必ず事務局に電話にて到着を確認すること。

(2) 受付期限

令和7年9月5日（金曜日）午後5時まで

## 7 実施要領及び業務要求水準書に対する質問

参加資格を認められた事業者に対して質問を認める。

(1) 質問方法

質問書（様式1）に質問事項を記入の上、事務局宛（八千代市上下水道局上水道課）に電子メールにて提出し、電子メール送信後、必ず事務局に電話にて到着を確認すること。なお、郵便、持参、口頭、電話等による質問及び評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加業者数、参加業者名、選定委員等）は受け付けない。

(2) 質問書受付期限

令和7年9月19日（金曜日）午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年10月3日（金曜日）までに市ホームページにて公表するものとし、口頭、電話等による個別対応は行わない。なお、質問がなかった場合は、その旨を公表する。

(4) その他

ア 質問は各者1回限りとする。

イ 質問に対する再質問は、原則として受け付けない。

8 業務提案書等の提出

参加資格を認められた事業者は、業務提案書等を提出する。

(1) 提出書類

ア 業務提案書（表紙） （様式4）

イ 業務提案書（本文） （下記参照）

ウ 提案見積書 （様式5）

エ 提案見積書内訳明細書 （任意様式）

オ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式16）

(2) 業務提案書（本文）の内容

ア 会社経営状況（様式9）

イ 過去2か年の貸借対照表及び損益計算書（任意様式）

ウ 施設運営計画に関する提案（様式10）

エ 維持管理業務に関する提案（様式11）

オ 維持管理業務（修繕補修業務）に関する提案（様式12）

カ 維持管理業務（関連業務）に関する提案（様式13）

キ 緊急対応業務に関する提案（様式14）

ク その他提案事項に関する提案（様式15）

(3) 提出方法

上記提出書類を、事務局（八千代市上下水道局上水道課）に提出すること（郵送不可）。

(4) 提出期間及び期限

令和7年10月6日（月曜日）から10月24日（金曜日）午後5時まで

(5) 書類作成上の留意事項

ア 業務提案書（本文）の用紙は、日本産業規格によるA4判を用い、10.5ポイント以上のフォントを用いる。ただし、A4判によりがたい場合は、A3判の用紙を用いることも可とする。この場合は、見開きしやすいようA4判と同じ大きさに折り込むこと。

イ 業務提案書（本文）は、カラー印刷とする。

ウ 提案見積書には、本実施要領で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用（消費税及び地方消費税の額を含む）を、本業務の委託金額の上限額を超えない範囲で

内訳ごとに内容・数量と合わせて記載するとともに、積算内訳書（任意様式）を添付すること。

エ 提出書類は、正本1部、副本6部を提出すること。正本は押印し、全ての提出書類をまとめて製本すること。なお、副本は押印不要とし、全ての提出書類をリングファイルにまとめること。

オ 副本については、参加者を識別できないように提出者欄は記入しないこと。また、参加者を識別出来得る情報（社名・ロゴ・製品名等）を含んではならない。

#### (6) 提出書類に関する注意事項

ア 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

イ 提出期限を過ぎた業務提案書等は受け付けない。

ウ 業務提案書等を受理した後の変更は認めない。

エ 次のいずれかに該当した者は、提案を無効とする。

(ア) 業務提案書等に虚偽の記載をした場合

(イ) 提案上限金額を超えた見積書を提出した場合

(ウ) 実施要領等で示された、提出場所、提出方法、提出期限及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(エ) 選定の結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

#### (7) 参加者多数の場合の選定

参加者が多数あり、受託候補者の選定に著しい支障が生じると認められる場合は、業務提案書等について事前に評価を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する参加者を適当数選定する。その際の、選定結果については別途通知する。

### 9 プレゼンテーション及びヒアリング

#### (1) 実施日及び場所

ア 実施日：令和7年11月25日（火曜日）

予備日：令和7年11月26日（水曜日）

イ 場 所：八千代市上下水道局

※開催時間及び場所等の詳細については、後日、参加者ごとに別途連絡する。参加多数の場合は、予備日に実施する可能性もある。

#### (2) 提案時間

60分（提案書説明30分以内、質疑応答25分程度、準備・片付け5分以内とする。）

#### (3) 出席者

5名以内とする。今後委託者との連絡・調整に際し、渉外担当となる者は原則として参加すること。また、総括責任者又は副総括責任者が「施設運営計画、維持管理業務、緊急対応業務」について説明すること。

なお、契約締結前後における総括責任者及び副総括責任者の変更は認めない。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングに関する注意事項

- ア 業務提案書等に誤字脱字等がある場合には、審査時に説明すること。
- イ プレゼンテーションは、提出した業務提案書等を基に項目順に説明すること。なお、補足資料の提出は認めない。
- ウ パソコン及びプロジェクターを使用する場合は参加者にて用意すること。モニター（４３型）は委託者で貸与する。
- エ 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付け時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。
- オ プレゼンテーション及びヒアリングでは、参加者を識別出来得る情報（社名・ロゴ・製品名等）を発信しないこと。
- カ 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
  - (ア) プレゼンテーション及びヒアリングに遅刻、欠席した場合
  - (イ) 選定の公平性を害する行為があったと委託者が認める場合
  - (ウ) その他、選定委員会又は委託者が不適格と認めた場合

(5) その他

- ア プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- イ プレゼンテーション及びヒアリングの内容は録音する。

1 0 選定

- (1) 水道施設管理業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加者の業務提案や実施能力等を別表「水道施設管理業務委託評価基準」により総合的に判断し、評価点の合計の最も高い参加者を最優秀者として受託候補者と決定する。また、次に評価点の合計の高い者を優秀者とし、最優秀提案者が辞退等の場合は、受託候補者と決定する。なお、最優秀者又は優秀者となるべき者が複数ある場合には、選定委員会で協議し、最優秀者又は優秀者を決定する。
- (2) 評価点の合計が満点の６割に満たない場合は、受託候補者とししない。

1 1 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、業務提案書等を提出した参加者全てに、文書で通知する。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (3) 審査結果は、市ホームページで公表する。

1 2 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式６）を提出すること。

1 3 詳細協議

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務の仕様を確

定させた後、再度見積書の徴収を行うこととする。

#### 1 4 契約締結

詳細協議が合意に至った場合は、契約を締結する。なお、合意に至らなかった場合は、優秀者を受託候補者とし、契約に向けて詳細協議を進める。

#### 1 5 契約保証金

契約を締結したときは、直ちに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、八千代市財務規則第146条各号の規定に該当する場合は免除することができる。

#### 1 6 その他留意事項等

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 参加申込及び業務提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込及び業務提案に係る書類は返還しない。
- (4) 一度提出された参加申込及び業務提案に係る書類の変更・差し替え・追加は認めない。
- (5) 提出された業務提案に係る書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、参加者が受託者となった場合、その使用权は委託者に帰属するものとする。
- (6) 参加申込及び業務提案に係る書類は、「八千代市情報公開条例」に基づき公表することがある。

#### 1 7 事務局

窓 口：八千代市上下水道局上水道課（担当者：片瀬）

住 所：〒276-0046 八千代市大和田新田312番地の5

電 話：047-483-6587

電子メール：jousuidou3@city.yachiyo.chiba.jp

ホームページ：https://www.city.yachiyo.lg.jp/site/jougesui/

#### 附則

（施行日）

- 1 この要領は、令和7年7月22日から施行する。

（失効日）

- 2 この要領は、本プロポーザルに基づく契約を締結したとき、又は契約を締結しないことが明らかとなったときにその効力を失う。